

## 吉田町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

### 財政的援助団体監査

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の種別

財政的援助団体監査

##### (2) 監査の対象

ア 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会（所管：社会福祉課）

イ 吉田町浜田土地区画整理組合（所管：都市建設課）

ウ 吉田町商工会（所管：産業課）

##### (3) 監査の範囲

平成24年度における補助金等交付に係る出納その他の事務の執行状況

##### (4) 監査の実施日

平成25年10月21日 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会  
吉田町浜田土地区画整理組合

平成25年10月23日 吉田町商工会

##### (5) 実施した監査手続き

監査にあたっては、事業が補助金等の交付条件に従って適正に執行されているかどうか、目的（趣旨）に沿って効果を上げているかどうかを主眼として各団体にあらかじめ提出を求めた監査資料及び揭示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに、各団体の役員及び職員からの説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査を実施した。

#### 2 監査の結果

監査した結果、一部の指摘事項が見受けられたので、適切な処置を講じられたい。また、軽易な事項については、それぞれ口頭で注意・指導を行った。

各団体についての監査結果は、後述のとおりである。

(1) 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会 【指摘あり】

① 町補助金の内容

ア 補助金の名称

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金

イ 補助金の目的

地域福祉の推進役として地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図る。

ウ 補助金の交付内容

補助対象事業名及び補助金交付額

● 社会福祉協議会運営事業 (事務局人件費)	19,467,000 円
● 社会福祉協議会相談事業	1,228,000 円
● 社会福祉協議会民生委員児童委員活動事業	1,394,000 円
● <u>社会福祉協議会福祉団体助成事業</u>	<u>4,519,000 円</u>
合 計	26,608,000 円

監査の結果、運営事業（事務局人件費）以外の事業の補助金の執行は交付条件に従って概ね適正に、各事業の実施については、補助目的に沿って概ね適正に行われていると認められた。

運営事業（事務局人件費）についての指摘事項は次のとおりである。

【指摘事項】

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱第2条において「補助の対象及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、町長が社会福祉事業推進のために特に必要があると認めるときは、この限りでない。」と規定されており、別表（第2条、第5条関係）において「補助の対象は事務局人件費のうち、給料・職員手当・法定福利費・退職共済掛金」と規定されている。また、第13条において「この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。」と規定されている。

一方、社会福祉協議会の経理規程（資金収支計算書勘定科目説明）において「役員報酬は役員に支払う報酬、諸手当をいう。法定福利費は法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。福利厚生費は役職員の健康診断その他福利厚生のための費用を

いう」と規定されている。

従って、運営事業（事務局人件費）において役員報酬の一部が給料として、また、産業医に対する報酬が法定福利費として補助の対象となっているが役員及び産業医を事務局職員とは認め難く、補助金交付要綱第2条ただし書き及び第13条を適用したとしても事務局人件費としていることは認め難い。

今後は吉田町補助金交付規則及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱並びに経理規程の遵守に努め、適正な補助金交付申請等事務を行われたい。

(2) 吉田町浜田土地区画整理組合 【指摘なし】

① 町助成内容について

ア 助成の名称

吉田町土地区画整理事業助成

イ 助成の目的

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため。

ウ 助成の対象事業

用途地域内で施行しようとする事業で、事業面積が3.0ヘクタール以上のものとする。ただし、町長が特に認めた事業については、この限りでない。

補助金の交付内容及び補助金交付額

浜田土地区画整理事業補助金	44,717,600円
利子補給金	8,871,960円
合 計	53,589,560円
次年度繰越	4,870,000円
交付済額	48,719,560円

② 事業の計画内容について

所 在 地	： 静岡県吉田町
施 行 者	： 吉田町浜田土地区画整理組合
面 積	： 37.1ha
総 事 業 費	： 約43.8億円
H25以降残事業費	： 約32億円
H24末進捗率	： 約33%

なお、現地査察を行い、区画整理対象地区の範囲、進捗状況等について、役員及び職員の説明を聴取するほか、質問等を行ない確認した。

監査の結果、事業は補助金の交付条件に従って概ね適正に、実施については、補助目的に沿って概ね適正に行われていると認められた。

### (3) 吉田町商工会 【指摘なし】

#### ① 町補助金の内容

##### ア 補助金の名称

商工業振興事業費補助金

##### イ 補助の趣旨

町内における商工業の振興と健全なる経営改善を図るため。

##### ウ 補助金の交付内容

補助対象事業名及び補助金交付額

商工会組織助成事業 7,000,000 円

#### ② 町利子補給金の内容

##### ア 利子補給金の名称

##### イ 吉田小企業等経営改善利子補給金

##### ウ 補助の趣旨

町内小企業の経営の改善を図るため。

##### エ 利子補給金の交付内容

利子補給の対象及び利子補給金交付額

町内小企業者が小企業等経営改善資金融資制度の定めるところにより、借り受けた資金のうち町長が認めたもの 351,000 円

なお、前年度の指摘事項である小企業等経営改善利子補給金に係る「委託契約書」は平成 25 年 4 月 1 日付けで締結されていることを確認した。

監査の結果、事業は補助金・利子補給金の交付条件に従って概ね適正に、実施については、補助目的に沿って概ね適正に行われていると認められた。

### 3 意見・要望

(所管) 社会福祉課においては吉田町補助金交付規則及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、厳正な審査に努められたい。

なお、指摘事項を踏まえ、社会福祉協議会補助金交付要綱の整備も含めて検討されたい。

# 定期監査

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種別

定期監査

### (2) 監査の対象

ア 健康づくり課

イ 税務課

ウ 社会福祉課

### (3) 監査の実施日

平成25年10月23日 健康づくり課

平成25年10月31日 税務課、社会福祉課

### (4) 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年9月30日までに執行された事務事業

### (5) 実施した監査手続き

監査にあたっては、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令に基づいて適正、かつ、効率的に執行されているかを主眼としてあらかじめ提出を求めた監査資料及び掲示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所属長及び関係職員からの説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査を実施した。

- (注) ① 文中の金額のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満は四捨五入とした。
- ② 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

## 2 監査の結果

監査の結果、一部の指摘事項が見受けられたので、適切な処置を講じられたい。また、軽易な事項についてはそれぞれ、口頭で注意・指導を行った。

各課(局)についての監査結果は、後述のとおりである。

### (1) 健康づくり課 【指摘なし】

#### ① 課内組織

保健センターを兼ねている。

- ② 職員人数等は次のとおりである。  
管理職(課長、統括)2人、一般職員10人(産休育休1人、産休中2人含む)、臨時職員6人の合計18人である。
- ③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)
- ア 保健衛生総務費  
執行額は224,034千円で、執行率は50.0%である。主なものは榛原病院負担金220,885千円である。
- イ 予防費  
執行額は33,031千円で、執行率は36.4%である。主なものは予防接種委託料21,643千円、医薬材料費6,913千円、予防接種医師謝礼金2,623千円である。
- ウ 母子保健衛生費  
執行額は84,632千円で、執行率は48.1%である。主なものは子ども医療費66,055千円、乳幼児・妊婦健診委託8,919千円、医療費支払事務費5,287千円である。
- エ 健康づくり事業費  
執行額は3,680千円で、執行率は30.4%である。主なものはダンス健康づくり事業費1,556千円、健康体操運営費1,455千円である。
- オ 健康増進事業費  
執行額は12,553千円で、執行率は32.8%である。主なものは乳がん検診委託料3,832千円、子宮がん検診委託料3,091千円、がん検診等受診票用紙代1,058千円、肺がん・大腸がん検診受診票送付代他1,217千円である。
- ④ 時間外勤務については1人当たり14.79時間と庁内第11番目に多かった。(庁内平均18.01時間)

監査の結果、いずれの事業も事業計画並びに予算に基づき、概ね執行されており、経営に係る事業の管理についても概ね適正に執行されている。

## (2) 税務課 【指摘なし】

### ① 課内組織

収納管理部門、課税部門の2部門で構成されている。

- ② 職員人数等は次のとおりである。  
管理職(課長、課長補佐、統括)3人、一般職員10人、嘱託員1人、臨時職員4人の合計18人である。その他、行政サポーターが1人いる。
- ③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)
- ア 税務総務費  
執行額は19,282千円で執行率は56.2%である。主なものは臨時職員賃金(4人分)3,068千円、過年度分町税還付金15,186千円である。
- イ 賦課徴収費  
執行額は15,196千円で執行率は31.8%である。主なものは電算システム委託利用8,188千円、納付書等の郵送料3,354千円、滞納整理機構負担金1,387千円、基準地評価委託料1,167千円である。
- ④ 時間外勤務については1人当たり22.54時間と庁内5番目に多かった。(庁内平均18.01時間)
- ⑤ 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等については次のとおりである。(増減率は対前年度)
- ア 町民税について
- a 個人町民税の納税義務者数合計は15,948人(増減率0.4%)であり、均等割のみを納める者1,346人(増減率△2.6%)、均等割と所得割を納める者14,602人(増減率0.7%)である。
- b 法人町民税の納税義務者数合計は平成25年7月1日現在で837社(増減率△2.0%)であり、均等割のみは540社(増減率△5.3%)、税割及び均等割は297社(増減率4.6%)である。
- イ 固定資産税について  
実納税義務者数は12,188人(増減率0.9%)、課税地積は11,992,130㎡(増減率△0.2%)、家屋は2,741,004㎡(増減率0.4%)、償却資産課税標準は53,827,314千円(増減率△8.1%)である。
- ウ 国民健康保険税について
- a 加入世帯数は医療及び支援は各々4,083人(増減率△1.8%)、介護は2,176人(増減率△6.4%)である。
- b 被保険者数は医療及び支援は各々7,441人(増減率△3.6%)、介護は2,850人(増減率△7.6%)である。
- ⑥ 軽自動車税賦課状況について(増減率は対前年度)  
平成25年9月30日現在における、軽自動車税の賦課合計台数は13,226台(増減率0.5%)である。賦課種別内訳は原動機付自転車(125cc以下)

2,005 台、軽自動車（660cc 以下）10,487 台、小型特殊自動車 286 台、二輪の小型自動車 448 台である。

⑦ 口座振替利用状況について（増減率は対前年度）

税種別の第 1 期納期限時における利用状況は 町民税 2,034 人（増減率 8.4%）、固定資産税・都市計画税 7,396 人（増減率 3.1%）、軽自動車税 4,914 人（増減率 1.5%）、国民健康保険税 2,123 人（増減率△0.5%）である。

⑧ 滞納対策と取組み状況について

ア 滞納対策の早期着手、収納率向上に向けて滞納者に対し文書催促（年 4 回）を発送するとともに納税相談を行い、滞納者からの分納誓約、納付承認書の提出に努めている。

イ 財産調査に基づき、差押等滞納処分を行い、差押動産についてはインターネット公売を行っている。

ウ 滞納整理月間を定め、関連部署と協力し、広報掲載、訪問徴収、電話催告を行う。

エ 口座振替の推進を図るべく、金融機関と協議し、役場窓口での口座振替依頼書の受付、納付書への口座振替依頼書を同封する等の取組を行っている。

オ 徴収事務支援については前年に引き続き、県職員が派遣されており、町税徴収指導員とともに滞納対策にあたっている。監査の結果、いずれの事業も事業計画並びに予算に基づき、概ね執行されており、経営に係る事業の管理についても概ね適正に執行されている。

(3) 社会福祉課 【指摘あり】

① 課内組織

社会福祉部門、児童福祉部門の 2 部門で構成されており、所管施設として神戸西会館・児童館・放課後児童クラブ・子育て支援センター・保育所がある。

② 職員人数等は次のとおりである。（ただし、保育所は除く）

管理職（課長、課長補佐、統括）5 人、一般職員 9 人（うち育休 2 人）、臨時職員 22 人（指導員（嘱託員）1 人、家庭相談員 1 人、児童厚生員 3 人、指導員 14 人、子育て支援センター職員 2 人、臨時職員 1 人）の合計 36 人である。

③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。（ただし、職員人費は除く）

ア 社会福祉部門

a 社会福祉総務費

執行額は 28,445 千円で、執行率は 75.7%である。主なもの社会福祉協議会補助金 25,053 千円である。

b 心身障害者更生援護費

執行額は 23,741 千円で、執行率は 47.2%である。主なものは重度障害者医療費給付事業 22,502 千円である。

c 心身障害者施設等負担金

執行額は 5,317 千円で、執行率は 24.8%である。全額、駿遠学園管理組合分担金である。

d 心身障害者自立支援費事業費

執行額は 128,671 千円で、執行率は 42.3%である。主なものは生活介護給付費 36,529 千円、就労継続支援給付費 28,421 千円、デイサービス等給付費 10,723 千円、共同生活介護給付費 9,575 千円、更生医療給付事業費 9,956 千円、施設入所給付費 9,067 千円、居宅介護給付費 7,558 千円である。

e 地域生活支援事業費

執行額は 17,263 千円で、執行率は 51.2%である。主なものは相談支援事業委託料 7,926 千円、日常生活用具給付事業 2,572 千円、地域活動支援センター事業委託料 1,925 千円である。

イ 児童福祉部門

a 児童福祉総務費

執行額は 5,258 千円で、執行率は 33.1%である。主なものは、ひとり親家庭対策事業費 3,079 千円、児童虐待防止事業費 1,329 千円である。

b 児童措置費

執行額は 201,419 千円で、執行率は 33.0%である。全額、児童手当費である。

c 保育所費

執行額は 412,340 千円で、執行率は 33.0%である。主なものは、保育園管理費 46,976 千円（内、臨時職員賃金 40 人分 45,362 千円）、すみれ保育園建設事業費 166,670 千円、（繰越明許）すみれ保育園建設事業費 198,461 千円である。

d 児童館費

執行額は 21,195 千円で、執行率は 43.7%である。主なものは

児童館運営費 3,782 千円(内、臨時職員賃金 3 人分 2,202 千円)、  
放課後児童健全育成事業費 15,095 千円(内、臨時職員賃金 15 人  
分 11,899 千円)である。

④ 時間外勤務については 1 人当たり 21.73 時間と庁内 7 番目に多かっ  
た。(庁内平均 18.01 時間)

⑤ すみれ保育園建設工事について

建設現場を査察し、建設会社責任者及び所管課職員より、建設工事  
の管理・進捗状況、近隣住民への対応等についての説明を聴取するほ  
か、質問を行なった。監査時点での進捗率は 23%であったが工期及  
び建設費については計画どおりであること、また、近隣住民との関係  
は良好であることを確認した。

⑥ すみれ保育園の開園に備えて

保育施設と療育施設の併設という、当町で初めての試みであり、来  
年度開園に備え、園児の確保、保育士の療育に対する学習他、準備に  
努めている。

監査の結果、下記の指摘事項以外は事業計画並びに予算に基づき、概  
ね執行されており、経営に係る事業の管理についても概ね適正に執行さ  
れている。

#### 【指摘事項】

社会福祉協議会に対する補助金交付について

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱第 2 条におい  
て「補助の対象及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、  
別表に掲げるもののほか、町長が社会福祉事業推進のために特に必要  
があると認めるときは、この限りでない。」と規定されており、別表  
(第 2 条、第 5 条関係)において「補助の対象・事務局人件費のうち、  
給料・職員手当・法定福利費・退職共済掛金」と規定されている。ま  
た、第 13 条において「この要綱に定めるもののほか必要な事項は、  
町長が別に定める。」と規定されている。一方、社会福祉協議会の経  
理規程(資金収支計算書勘定科目説明)において「役員報酬は役員に  
支払う報酬、諸手当をいう。法定福利費は法令に基づいて法人が負担  
する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。福利  
厚生費は役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう」と規  
定されている。

従って、運営事業（事務局人件費）において役員報酬の一部が給料として、また、産業医に対する報酬が法定福利費として補助の対象となっているが役員及び産業医を事務局職員とは認め難く、補助金交付要綱第 2 条ただし書き及び第 13 条を適用したとしても事務局人件費としていることは社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき適正に執行されたとは認め難い。

今後は、吉田町補助金交付規則及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、厳正な審査に努められたい。

なお、指摘事項を踏まえ、補助金交付要綱の整備も含めて検討されたい

以上